

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)
酒田市監査委員 進 藤 晃
(公 印 省 略)

財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知してくださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
施設等の名称	団体名	所属部局		
土門拳記念館	公益財団法人	企画部	5月22日～ 6月30日	6月23日
市美術館	さかた文化財団	文化政策課		

2 監査の範囲

令和4年度の指定管理に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、次のとおり指摘すべき点が見受けられたので改善されたい。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。

【指摘事項】

土門拳記念館の包括協定について（企画部文化政策課）

酒田市土門拳記念館の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）の締結において、締結時の起案文書（市長決裁）に添付されている包括協定（案）では、第 27 条に規定する指定管理料の上限は 38,644,167 円（消費税及び地方消費税を含む。）とされているが、実際に締結された包括協定では、当該箇所に修正シールが貼られ、上限は 46,373,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）に修正されていた。

市は原因を調査し、適切な処理を行うこと。

市美術館の包括協定について（企画部文化政策課）

酒田市美術館の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）の締結において、締結時の起案文書（市長決裁）に添付されている包括協定（案）では、第 27 条に規定する指定管理料の上限は 34,224,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とされているが、実際に締結された包括協定では、当該箇所に修正シールが貼られ、上限は 102,672,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）に修正されていた。

市は原因を調査し、適切な処理を行うこと。

土門拳記念館の物品等の管理について（企画部文化政策課）

指定管理者が管理する施設及び物品等について、酒田市土門拳記念館の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第 4 条第 1 項で、市が提示する財産台帳及び物品台帳によると規定されている。管理備品については「備品等酒田市台帳写」が保管されていたが、平成 13 年 4 月 17 日購入分以降、更新されておらず、市で購入した重要物品を含む備品の台帳写しを確認できなかった。

市は指定管理者が管理すべき物品等を明確にした上で、包括協定にのっとり適正に管理すること。

市美術館の物品等の管理について（企画部文化政策課）

指定管理者が管理する施設及び物品等について、酒田市美術館の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第 4 条第 1 項で、市が提示する財産台帳及び物品台帳によると規定されている。管理備品については「酒田市備品関係綴」が保管されていたが、平成 26 年 3 月 31 日廃棄分以降、更新されておらず、市で購入した備品の台帳写しを確認できなかった。

市は指定管理者が管理すべき物品等を明確にした上で、包括協定にのっとり適正に管理すること。